◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13
○第120号
１　掲載日
令和６年２月27日（号外政府調達第36号）
２　訂正内容
「電話交換機等の更新（幕張年金事務所外14拠点）【南関東】」について、16ページ２段目３⑵中「令和６年４月23日18時00分まで」を「令和６年６月６日18時00分まで」に訂正する。16ページ２段目３⑶中「令和６年４月24日13時40分」を「令和６年６月７日13時30分」に訂正する。16ページ２段目４⑶中「仕様書別紙５「適合品申請書」及びカタログの写しを令和６年３月26日18時00分までに提出し、競争参加資格に関する証明書等を令和６年４月23日18時00分までに提出しなければならない。」を「仕様書別紙５「適合品申請書」及びカタログの写しを令和６年５月29日18時00分までに提出し、競争参加資格に関する証明書等を令和６年６月６日18時00分までに提出しなければならない。」に訂正する。16ページ４段目５⑺中「Time-limit for Tender : 6 : 00 PM, 23 April, 2024」を「Time-limit for Tender : 6 : 00 PM, 6 June, 2024」に訂正する。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和６年５月22日
分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第４補給処調達部長　畑中　　誠
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
令和６年４月５日付（号外政府調達第63号・12ページ）掲載の入札公告第１号、１⑵「②大型シュレッダー　１ＥＡ」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。
令和６年５月22日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　山本　　巧
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道106号　蟇目大橋Ａ２橋台下部工工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　岩手県宮古市蟇目　地内
⑷　工事内容　橋台工　１基、仮設工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和10年10月10日（工事完了期限）まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約8,500㎥、鉄筋　約500ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、下記２⑿により一次選抜者となった者以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
なお、競争参加資格者の資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（入札説明書７⑶①―１～９、②―１～３、③、④に定める書面及び別記様式15）（以下「確認資料（一次審査）」という。）をもって審査し、一次審査選抜者に対し競争参加資格確認資料（入札説明書７⑶⑤に定める技術提案書）（以下「確認資料（二次審査）」という。）の提出を求める簡易確認型※による試行工事である。
※簡易確認型とは、一次審査において簡易技術資料（別記様式15）で評価するものである。
②　本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案」項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。
③　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
④　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。
⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑦　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⑧　本工事は、若手技術者の登用を促すため、若手技術者（40歳以下）を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置した場合に評価する試行工事である。
⑨　本工事は、「表層目視判定」「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。
⑩　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑪　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑫　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。
⑬　本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。
全体工期：契約締結日の翌日から令和10年10月10日（工事完了期限）まで
⑭　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑮　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。
ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。
⑯　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（構造物工（下部工）【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。
⑰　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
⑱　本工事は、週休２日を推進するため、月単位の週休２日の現場閉所を実施する試行工事である。
⑲　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
⑳　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
㉑　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。
㉒　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
㉓　本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。
㉔　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
㉕　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。